



とちぎメディカルセンターの診療体制

～4 月以降も 3 病院体制で～

今月は、いよいよ 4 月に迫った 3 病院の統合再編後の診療体制などについてのお知らせです。

栃木県厚生連の下都賀総合病院、下都賀郡市医師会の医師会病院、医療法人陽気会のとちの木病院は、4 月から新しく設立される「一般財団法人とちぎメディカルセンター」により運営されることとなっています。

この 3 病院は、切れ目のない地域医療体制を確保するため、将来的には、主に救急やまだ症状が

安定していない患者さんを対象とする第 1 病院(仮称)、主にリハビリテーションや慢性疾患の患者さんを対象とする第 2 病院(仮称)、健康診断や予防接種等を行う総合保健医療支援センター(仮称)、介護老人保健施設に再編される計画がありますが、4 月以降も新病院の整備等が進むまでのしばらくの間は、3 病院ともに診療科も含め、現在と同じ状況で運営されることとなっています。診察券も、これまで同様にお使いいただけます。

なお、診療等に関する不明な点などについては、次の問合先にお尋ねください。

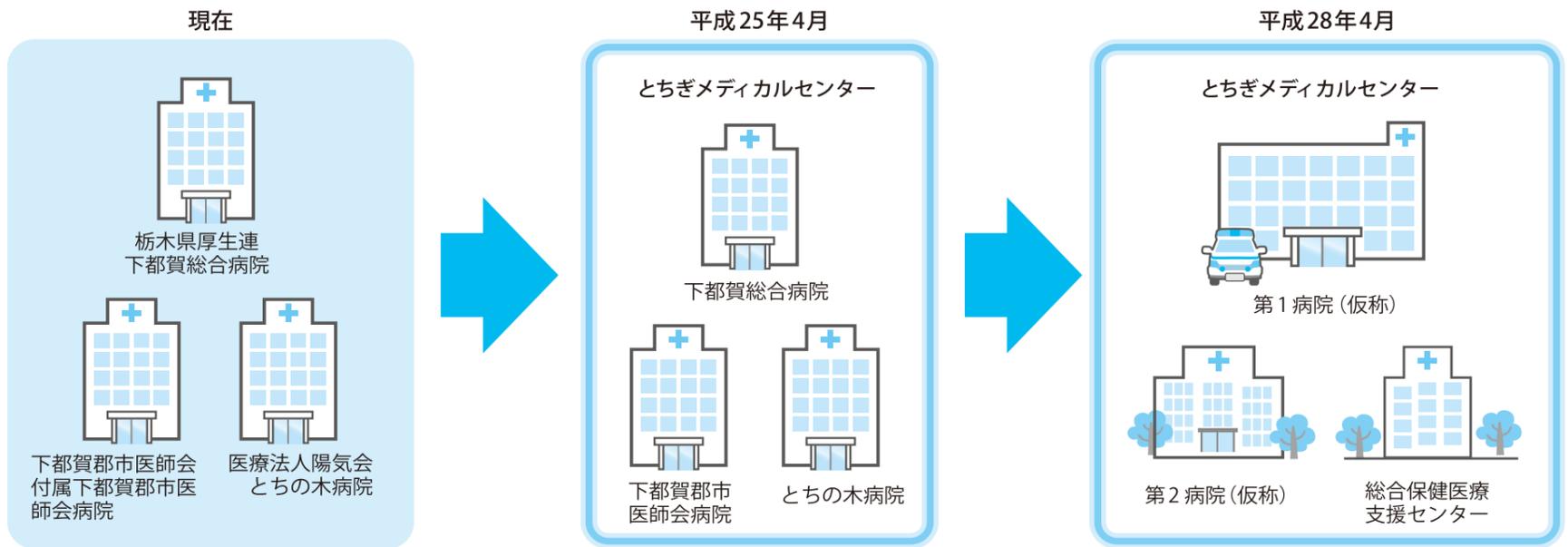
下都賀総合病院 ☎ 22 - 2551 (総務課)
医師会病院 ☎ 22 - 0275 (医事課)
とちの木病院 ☎ 22 - 7722 (総務課)

また、施設整備は現在、新病院(第 1 病院(仮称))の設計や第 2 病院(仮称)の増改築の設計を進めており、平成 25 年度には建築工事に着手する予定です。そして、平成 28 年 4 月には、新病院の開院を始め、第 2 病院(仮称)、総合保健医療支援センター等の整備を完了させる計画となっています。

市といたしましては、市民の皆さんが安心して生活することができる医療体制の整備に向けて、とちぎメディカルセンター構想の推進に尽力してまいりますので、引き続きご支援とご協力をお願いします。

本 地域医療対策室 ☎ 21 - 2419

平成 25 年 4 月以降の医療体制イメージ



相談業務のご案内

ご相談はお気軽にどうぞ 相談は無料で、秘密は厳守します。住所が市内の方であれば、どこの窓口でも相談できます。

本=本庁舎 都=都賀総合支所
大=大平総合支所 西=西方総合支所
藤=藤岡総合支所

相談	日時	場所/問合先
○弁護士相談 (事前に要予約)	3/7 (木) 22 (金) 10:00 ~ 12:00	本庁/本 市民生活課 ☎ 21 - 2144
	3/21 (木) 10:00 ~ 12:00	大平隣保館/人権推進課 ☎ 43 - 6611
	4/16 (火) 10:00 ~ 12:00	藤岡公民館/藤 生活環境課 ☎ 62 - 0903
○総合相談 (行政・人権・家庭児童・青少年)	3/7 (木) 22 (金) 10:00 ~ 12:00	本庁/本 市民生活課 ☎ 21 - 2144
○宅地建物相談 (土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理に関する相談)	3/7 (木) 10:00 ~ 12:00	本庁/本 市民生活課 ☎ 21 - 2144
○合同相談 (行政・人権・心配・困りごと)	3/12 (火) 9:30 ~ 11:30	ふるさとふれあい館/大 生活環境課 ☎ 43 - 9211 ※行政相談は行いません
	3/26 (火) 9:30 ~ 11:30	老人憩いの家/都 生活環境課 ☎ 29 - 1102
○市民相談 (日常生活の問題など)	月~金曜日 9:00 ~ 17:00	本庁/本 市民生活課 ☎ 21 - 2144
○消費生活相談	月~金曜日 9:00 ~ 16:00	市民会館/消費生活センター ☎ 23 - 8899
○年金相談	3/23 (土) 10:00 ~ 12:00	大平隣保館/人権推進課 ☎ 43 - 6611
○外国人相談	3/16 (土) 20:00 ~ 22:00	大平隣保館/人権推進課 ☎ 43 - 6611
○行政相談	3/12 (火) 10:00 ~ 12:00	藤岡公民館/藤 生活環境課 ☎ 62 - 0903
	3/18 (月) 13:00 ~ 15:00	西方保健センター/西 生活環境課 ☎ 92 - 0308
○人権相談	月~金曜日 8:30 ~ 17:15	厚生センター・大平隣保館/人権推進課 ☎ 24 - 2444 ☎ 43 - 6611・0120 - 46 - 7830
	4/10 (水) 10:00 ~ 12:00	藤岡公民館/人権推進課 ☎ 43 - 6611
	3/18 (月) 13:00 ~ 15:00	西方保健センター/人権推進課 ☎ 43 - 6611
○いじめ相談電話 (土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX)	月~金曜日 9:00 ~ 17:00	市民会館/青少年育成センター ☎ 24 - 0667 FAX23 - 6566
○青少年相談 (非行問題・不登校など)	月~金曜日 9:00 ~ 17:00	市民会館/青少年育成センター ☎・FAX23 - 6566
○女性のチャレンジ電話相談 (就職・再就職の相談)	火~木曜日 9:00 ~ 16:00	パルティとちぎ男女共同参画センター ☎ 028 - 665 - 8724
○家庭児童相談 (0 ~ 17 歳の子どもとその家族)	月~金曜日 9:00 ~ 16:00	福祉庁舎/家庭児童相談室 ☎ 21 - 2514
○ドメスティック・バイオレンス相談 (配偶者等からの暴力)	月~金曜日 9:00 ~ 16:00	福祉庁舎/本 こども課 ☎ 21 - 2513

くらしの窓

新生活に向けて

就職や進学等で新生活を始めるあなたに忍び寄る様々な危険。たとえば：
★インターネットから「覚えのないサイト料金が未払いだ、至急連絡をとるのメールが来た」、「クリックしたらいきなり登録完了、料金支払えとの画面が出た」。そんな時まずは支払わず、業者に連絡せず消費生活セ



ンターに相談しましょう。
★街中で「アンケートです、と声をかけられ事務所に連れて行かれ、買うつもりがなかった商品やサービスの契約してしまった」。

そうなら、ない為に誘いに乗らないことが第一。不本意にも契約してしまつたら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。
★クレジットカードから「お金が足りなかつたけれどクレジットカードで欲しい物を買つた。遊ぶお金も借りた。リボ払いなら支払いも大丈夫。



でもいつ払いが終わるのだろう。金利はどれくらい?。無計画なカードの利用をきっかけに、多重債務に陥る事例は多数あります。大切な自分のお金を納得して使うために、契約前に本当に必要か、今一度よく考えましょう。
▽問合先 市消費生活センター(市民会館/日ノ出町 ☎ 23 - 8899)

